

令和七年第五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年三月十一日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第五回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案八件と事務局からの報告が一件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第十八号 世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

○知久教育長 議案第十八号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第十八号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱について御説明を申し上げます。

資料右上二ページを御覧ください。世田谷区子ども条例に基づきまして、区長と教育委員会双方の附属機関としての世田谷区子どもの人権擁護委員を設置しておりますが、委員三名のうち一名が三月三十一日に退任されることに伴いまして、後任の委員を委嘱する必要が生じたため、提案するものでございます。

資料右上二ページを御覧ください。1、退任予定者です。太田委員には、令和五年四月より二年間、御活動いただきました。

2の後任候補者です。今回お諮りいたしますのは上田美香氏でございます。

上田氏は、東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科の講師をされており、御専門は、児童福祉、保育ソーシャルワークでございます。また、資料に記載のとおり、世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会の委員などを務めて

いただいたほか、現在は保育課主催の研修講師もお願いしております。

3の任期です。任期は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの三年間となります。

なお、資料右上三ページに世田谷区子ども条例の関係条文をおつけしておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、本委嘱につきましては、教育委員会での議決と併せ、区長部局での決定をもって正式に決定となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第十九号 世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に

関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第十九号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第十九号、世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、区長部局が所管する会計年度任用職員の任用等に関する規則の改正に伴い、本規則を改正するものでございます。

改正内容について御説明いたします。資料四ページを御覧ください。第三条第五項では、公募によらない任用要件について規定をしておりますが、新たに括弧書きとして前年度に公募による選考で任用された者に関する任用要件を明文化するとともに、第五項に規定する不資格とする基準を見直しております。

次に、五ページ、第四条の任期です。この規定は、例えば、教員が育休等により休暇を取得している間、その代替となる講師の任期について定めておりますが、育休等期間が延長になった場合には、同一の会計年度内期間内であれば、講師の任期もそれに合わせて延長することができるよう、第二項として新たに規定しております。

なお、本規則は令和七年四月一日から施行となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十九号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第二十号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規

則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第二十号、世田谷区教育委員会非常勤職員の設定に関する規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本規則を改正するものです。

内容につきましては、資料の四ページを御覧ください。第三条に規定する欠格条項のうち、第一号、禁錮以上の刑について、刑法等の一部を改正する法律等の施行による禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されるため、本条項においても拘禁刑以上の刑に記載を改めるものです。

なお、本規則は、刑法等の一部を改正する法律等の施行日と合わせて、令和七年六月一日から施行となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第二十号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程します。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第二十一号 世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正

する規則

○知久教育長 議案第二十一号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第二十一号、世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件は、令和七年四月一日より区立小・中学校の給食費を改定することに伴い、世田谷区学校給食費に関する規則を一部改正する必要があるため、御提案するものでございます。

右肩六ページ、下段の別表（第三条関係）を御覧ください。学校給食費の額につきまして、小学校低学年の一食当たりの額を二百四十四円から三百三十三円、小学校中学年の額を二百七十二円から三百四十九円、小学校高学年の額を二百九十四円から三百七十七円、調理場方式の中学校の額を三百十三円から四百一円、七ページに続いております。調理場方式以外の中学校の額を三百三十七円から四百三十二円に、それぞれ改定をいたします。

本規則は令和七年四月一日から施行することとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第二十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五から日程第七までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第二十二号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第六 議案第二十三号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第七 議案第二十四号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十二号から議案第二十四号までの三件につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私から、議案第二十二号から議案第二十四号の三件につきまして、一括して御説明をいたします。

これらの改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び三月三日に開催されました区議会第一回定例会において可決されました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、規定整備を行う必要があるものでございます。

まず、議案第二十二号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の改正内容につきまして御説明いたします。

右肩一六ページから一七ページを御覧ください。改正内容といたしましては四点ございます。まず、育児を行う職員の超過勤務の制限（免除）の対象となる職員の対象範囲を拡大するというもの、二点目は、子の看護休暇の取得事由及び対象職員の拡大を踏まえ、休暇名称を「子の看護等休暇」に改めるというもの、三点目は、子育て部分休暇の新設、四点目は、仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備や個別の周知、意向確認等に係る内容を反映するものでございます。

次に、議案第二十三号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本規則は、新設される子育て部分休暇を取得した際の期末手当に関する一日の正規の勤務時間の一部を子育て部分休暇により勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを新たに定めるものでございます。

最後に、議案第二十四号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本規則は、新設される子育て部分休暇を取得した際の勤勉手当に関する欠勤等日数算定の取扱いを新たに定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、本三件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本三件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、議案第二十二号から議案第二十四号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第八を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第八 議案第二十五号 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の
一部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十五号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第二十五号、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本件ですが、区議会第一回定例会で議案を提出いたしました世田谷区立認定こども園保育料条例の一部改正に伴い、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正するため、御提案を申し上げます。

主な改正箇所について御説明申し上げます。初めに、本件の説明におけるページ番号については、全て資料右肩の記載番号を御覧ください。

八ページ目でございます。新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となり、変更箇所には下線を引いております。第二条第一項の「使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び条例において使用する用語の例による。」を「『教育・保育給付認定子ども』とは、条例第二条第一項第二号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。」に変更いたします。これは、多聞幼稚園において、一号認定の子どもは三歳児クラスから預かり、二号認定の子は連携保育園である三宿の杜なごみ保育園で三歳児まで保育を終えた子どもを四歳児クラスから預かることから、法と条例で教育・保育給付認定子どもの定義が異なるため、条例の定義に合わせてるものがございます。また、第二条第二項を新設し、「前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び条例において使用する用語の例による。」といたします。

次に、一一ページを御覧ください。第六条第六項中の「預かり保育利用承諾

書兼預かり保育料額決定通知書」を「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に変更いたします。

続きまして、一ページおめくりいただきまして一二ページでございます。第七条第四項中の「第六号様式」を「第六号様式の(1)(2)」に、「第七号様式」を「第七号様式の(1)(2)」に変更いたします。

最後に、一八ページ目の附則を御覧ください。附則にございますように、第二条及び第六条第六項の改正規定は本規則の公布の日から、それ以外の改正規定については令和七年四月一日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第二十五号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 区立学校教職員の服務事故に伴う処分について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 区立学校教職員の服務事故に伴う処分について、令和七年三月五日付で東京都教育委員会より処分発令がありましたので、御報告いたします。

氏名、学校名、職名、年齢は記載のとおりでございます。

処分内容は懲戒免職でございます。

処分理由でございますが、令和六年八月十六日に、休暇を利用して旅行で訪問した店舗において、陳列されていたブレスレット二点を窃取し、窃盗の容疑で現行犯逮捕されたというものでございます。

発令後の学校の対応といたしましては、三月五日にすぐいで全保護者にお知らせし、三月六日の全校朝礼で校長が全生徒へ説明するとともに、三月八日の保護者会で事実関係や今後の体制、対応を丁寧に説明するとともに、御不安、御心配をおかけした旨、謝罪いたしました。

本件において、当該元教諭が行った行為は、人として、教師として決して許されないものであり、教育委員会では、法令の遵守等、服務事故の防止について、校長会等、機会あるごとに周知徹底を図ってきたにもかかわらず、勤務校の生徒、保護者、地域の方には無論のこと、世田谷区や都の学校教育全体の信頼を大きく傷つけたことは大変遺憾であります。今後、二度とこのようなことがないように、校長会と連携して、区内の全教職員に対して服務事故防止の徹底を図るとともに、研修等を行い、服務の厳正に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (2)その他の連絡事項等はないでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は三月二十四日月曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了とともに本日の委員会を閉会いたしますので、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、須藤総務部長の出席といたします。

それでは、他の職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時十九分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕